

開放型病床 ご利用の手引き
(登録医の先生方へ)

名古屋市立大学医学部附属
西部医療センター

1 開放型病床

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「当院」）の開放型病床とは、当院、病診連携システム登録医（以下「登録医」）の先生方が、当院の医師と共同して、入院診療を行うための病床です。

2 目的

当院の担当医師と登録医の先生方が相互に医学の研鑽を図り、効率的で一貫性のある安全で良質な医療を提供することを目的とします。

3 入院の対象患者

登録医の先生方に通院中の患者さんで、入院治療が必要と考えられる方が対象となります。高度医療や急性期医療等を必要とする患者さんが対象で、専門的な治療や検査を要しない（単に療養を目的とした）慢性疾患の患者は対象となりません。（入院の可否は当院の当該診療部長との協議のうえ、決定いたします）

4 開放型病床数と対象病棟

① 一般病床：5床

（有料個室のご利用につきましてはご相談ください。）

② 対象病棟

3階東病棟

5階西病棟

6階東病棟

8階病棟

5 開放型病床の利用資格

当院の登録医の先生方に限定しています。

6 登録医（手続き・期間）

① 手続き

☆ 名古屋市医師会会員は名古屋市医師会の手順に沿って登録を行ってください。

☆ 名古屋市医師会以外の先生は、「登録届」（様式1）を提出してください。

郵送可（詳細は当院ホームページ内：地域医療連携室をご参照ください。）

② 期間

☆ 登録医の登録期間は登録日より1年間（登録日の属する年度の末まで）とし

ます。なお、登録期間は登録医と当院の双方に特別の事情がない限り、自動更新となります。

7 開放型病床の利用手順

1) 事前申し込みの手順

- ① 開放型病床の利用や開放型病院共同指導料等について、患者さんに説明を行い、同意を得てください。説明の時に「開放型病床について」(様式2)をご利用ください。入院期間は、原則として2週間以内です。
- ② 「開放型病床利用申込書」(様式3)に必要な事項を記載し、診療情報提供書と共に地域医療連携室(052-991-8161)へFAX送信してください。
- ③ 受付時間は、月～金(祝日・12月29日～1月3日を除く)の午前9時から午後5時です。
- ④ 入院病棟等を決定後、地域医療連携室から「入院予定報告書(開放型病床)」(様式4の1)を登録医宛にFAX送信させていただきます。
- ⑤ 同時に患者さんにお渡しいただく、「入院予定票(開放型病床)」(様式4の2)と「入院のご案内」(様式8)を、登録医宛てにFAX送信させていただきます。入院予定の患者さんにお渡しください。

2) 事前申し込みがない場合

開放型病床利用について、事前に申し込みのない紹介患者さんが入院される場合、地域医療連携センターより登録医の先生に開放型病床利用について相談させていただきます。

ご了解を頂いた際は、登録医の先生に代わり開放型病床の利用や開放型病院共同指導料等について、患者さんに説明を行い、開放型病床利用申込書」(様式3)を作成いたします。

入院病棟等を決定後、地域医療連携センターから「入院予定報告書(開放型病床)」(様式4の1)を登録医宛にFAX送信させていただきます。

8 満床時の対応

- ① 開放型病床が満床の場合(5床を超えた場合)は、通常病床への入院をお願いいたします。この場合は、共同指導・診療の対象外となります。

9 共同診療・指導

- ① 当院での共同診療・指導の時間帯は、月～金(祝日・12月29日～1月3日を除く)の午前9時から午後5時までで、概ね1時間以内とさせていただきます。
- ② 担当医との時間調節のため、原則、希望来院日の2日前までに、来院希望日

時を電話などで地域医療連携センターにお知らせください。

また、共同診療・指導の時間内でしたら、緊急的にご来院された場合も診察は可能ですが、担当医が直接対応できない場合がありますので、ご了解ください。

- ③ ご来院の際には、最初に地域医療連携センターにお越しくください。
- ④ 名古屋市医師会の名札などの身分証明書の提示をお願いいたします。
- ⑤ 電子カルテの使用を希望される場合は、『電子カルテ閲覧申請書（様式5）』へのご記入をお願いいたします。地域医療連携センター職員が、電子カルテの操作法、注意事項などを簡単に説明させていただきます。
- ⑥ 白衣・じょうほくカード・名札をお渡ししますのでご着用ください。
- ⑦ 準備が整い次第、地域医療連携センターの職員が病棟までご案内いたします。
- ⑧ 病棟での診療補助は、原則として病棟師長又は担当看護師が担当いたします。
- ⑨ 実際の処置・投薬等の指示は当院の担当医が行いますが、適宜、当院の担当医へ助言・相談をお願いいたします。
- ⑩ 所定の記録用紙：「名古屋市立大学医学部附属西部医療センター共同診療・指導記録（様式 7）」を用いて、共同診療・指導の内容を記載していただきます。（当院の担当医は、共同診療・指導の内容を直接、電子カルテへ記載いたします。）記載が終了いたしましたら、用紙を地域医療連携センターに提出してください。地域医療連携センターにて当院の電子カルテ内に取込みます。登録医の先生方には、記録用紙のコピーをお持ち帰り頂きます。コピーは共同診療・指導の記録を残すため、自院の診療録（カルテ）に貼付する（又は電子カルテ内に取り込む）か、カルテに転記する時にご参照ください。
- ⑪ お帰りの際は、地域医療連携センターに立ち寄り、白衣・じょうほくカード・名札をご返却ください。

1 0 退院

- ① 退院は、登録医と当院の担当医が協議した上で決定いたします。
- ② 入院時のサマリーの作成は、当院の担当医が行います。

1 1 開放型病院共同指導料の請求について

開放型病院共同指導料（I）は、自院診療録等に基づいて登録医療機関で診療報酬請求を行ってくださいますようお願いいたします。

※患者さんの自己負担金について、当院は徴収の代行を行いませんので、あらかじめご了承ください。

1 2 病院内の施設・設備の共同利用

① 共同利用が可能な施設・設備

- ◇ 医療機器 (CT・MRIなど)
- ◇ 図書室など

② 利用方法

詳細につきましては、地域医療連携センターへ直接お問い合わせください。

1 3 業務災害・医事紛争

- ① 共同診療・指導の実施に関連して生じた登録医の業務災害は、出張中の災害となるため、登録医側での処理をお願いします。
- ② 医事紛争が発生した場合、両者が連携を密に協力して対処することとします。
- ③ 院内での診療行為の実施により損害賠償が発生した場合は、原則として当院にて対応します。

※開放型病床・共同指導は、2人主治医制をとりますので、医事紛争の予防のためには、両者の綿密な意思疎通を図ることが重要です。特に、患者さんやご家族への病状説明を行う際は、当院担当医と共同で行うなど十分な注意をお願いいたします。

1 4 その他

- ① 当院の諸規則を遵守してください。
- ② 当院が開催する各種研修会や講演会、各診療科のカンファレンス、症例検討会への参加も希望に応じて可能です。
- ③ 各種様式はホームページからダウンロードできます。
⇒<http://city-hosp.jp>
- ④ ご要望・ご不明な点等ございましたら、地域医療連携センターまでご連絡ください。

平成26年1月27日 一部改正

令和 3年4月1日 改正

※ 地域医療連携室にお越しの際は下図をご参照ください。

【院内案内図】



地域医療連携センター

TEL : 052-991-8145

FAX : 052-856-0049